

寒川町火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 1 月 28 日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町規則第 2 号

### 寒川町火災予防規則の一部を改正する規則

寒川町火災予防規則(昭和 46 年寒川町規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 1 号様式の 2」を「第 1 号様式の 4」に改め、同条を第 6 条の 3 とし、第 5 条の次に次の 2 条を加える。

(指定催しの指定通知書)

第 6 条 条例第 42 条の 2 第 3 項に規定する指定催しの指定の通知は、指定催しの指定通知書(第 1 号様式の 2)によるものとする。

(火災予防上必要な業務に関する計画の提出)

第 6 条の 2 条例第 42 条の 3 第 1 項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画の届出は、火災予防上必要な業務に関する計画提出書(第 1 号様式の 3)によるものとする。

第 9 条第 1 項中「及び第 5 号に該当するものにあつては道路工事届出書(第 10 号様式)」を「、第 5 号に該当するものにあつては道路工事届出書(第 10 号様式)及び第 6 号に該当するものにあつては露店等の開設届出書(第 10 号様式の 2)」に改める。

第 9 条の 2 第 1 項中「第 10 号様式の 2」を「第 10 号様式の 3」に改める。

第 1 号様式の 2 を第 1 号様式の 4 とし、第 1 号様式の次に次の 2 様式を加える。

## 指定催しの指定通知書

様

寒川町消防長

印

寒川町火災予防条例第42条の2第1項の規定に基づき、下記催しを指定  
催しとして指定したので通知します。

### 記

催しの開催場所	
催しの名称	
催しの開催期間	

#### 教示

この指定に不服のある場合は、指定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に寒川町長に対して審査請求することができます。

また、この指定については、指定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に寒川町を被告として指定の取消しの訴えを提起することができます(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)

なお、この指定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に寒川町を被告として指定の取消しの訴えを提起することができます。

第1号様式の3（第6条の2関係）

火災予防上必要な業務に関する計画提出書

年 月 日			
(あて先) 寒川町消防長			
届出者			
住所			
		電話	番
氏名			
(法人の場合は、名称及び代表者)			
防火担当者			
住所			
		電話	番
氏名			
別添のとおり火災予防上必要な業務に関する計画書を提出します。			
指 定 催 し の 開 催 場 所			
指 定 催 し の 名 称			
開 催 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	開 催 時 間	開始 時 分 終了 時 分
一 日 当 た り の 人 手 予 想 人 員		露 店 等 の 数	
使 用 火 気 等	<input type="checkbox"/> コンロ等の火を使用する器具 <input type="checkbox"/> ガソリン等の危険物 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
そ の 他 必 要 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 印のある欄には、該当の印にレを付けること。  
 2 ※印の欄は、記入しないこと。

第 10 号様式の 2 を第 10 号様式の 3 とし、第 10 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第10号様式の2（第9条関係）

露店等の開設届出書

年 月 日			
(あて先) 寒川町消防長			
届出者			
住 所			
電 話			
番			
氏 名			
Ⓜ			
開 設 期 間	自	年 月 日	営 業 時 間
	至	年 月 日	
	開始	時 分	
	終了	時 分	
開 設 場 所			
催 し の 名 称			
開 設 の 店 数		消 火 器 の 設 置 本 数	
現 場 責 任 者 氏 名	電 話		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

## 附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。